

あかるい未来ネット会則

- 第1条 (名称) 本会は「あかるい未来ネット」と称する。
- 第2条 (目的) 本会は館林邑楽の子どもたちを中心とした地域の人々が、当たり前の暮らしができるように支援することを目的とする。
- 第3条 (活動) 本会は目的達成のため次の活動を行う。子ども食堂・学習支援活動
- 1 子ども食堂・学習支援活動
 - 2 暮らしが困難なひとり親家庭、及びひとり暮らしの高齢者の支援活動
 - 3 フードバンクおよび他の団体との連携
 - 4 上記以外の活動については、そのつど役員会で協議し決定する。
なお、政党活動及び宗教活動は行わない。
- 第4条 (運営) 本会の運営は役員会及び運営委員会が行い、役員会の構成員は会長が総会で提案し議を経て選出する。
- 第5条 (役員会) 役員会は以下の活動を行う。
- 1 本会の基本方針の決定
 - 2 問題（課題）の解決
 - 3 活動資金の調達
 - 4 渉外（市役所・社会福祉協議会・区長・民生委員などとの交渉や連絡）
 - 5 広報（『会報』の編集・発行・HPの作成・運営その他）
- 第6条 (役員) 役員会内に次の役職を置く
会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計2名、会計監査2名
なお任期を1年とし、再任は妨げない
- 第7条 (運営委員会)
運営委員会は「子ども食堂」、「学習支援活動」などの実務を行う
- 第8条 (運営委員)
運営委員は第6条の役員、及び役員会が必要と認めて委嘱した会員によって構成される。
- 第9条 (会計) 本会の運営に必要な経費は、会費と事業収入・寄付・助成金等によって賄われる。会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 第10条 (会員) 本会の目的に賛同し、会費を納める者を会員とする。
会員のうち、実務に参加することを希望する者は、その旨役員会に申し出、役員会は議を経てその会員に実務を依頼する。
会員外で特別な技能を持つ人に参加を依頼することはできる。

第11条（会費）会費は年間1,000円とする。

第12条（住所）本会の住所は会長の住所に置く。

第13条（設立）本会の設立年月日は2015年3月15日とする。

第14条（総会）本会は一年に一度総会を行い、役員・運営委員および必要な事項を決定する。
総会は会員の三分の二以上の出席により成立する。議案は出席者の過半数を超える賛成により決定する

附則

- （1）本会則の改正は総会にて行う
- （2）本会則は2015年7月5日より効力を発する。
- （3）会則改正2016年5月14日
- （4）会則改正2017年5月14日
- （5）会則改正2018年5月13日
- （6）会則改正2019年5月25日
- （7）会則改正2022年5月13日
- （8）会則改正2023年5月12日